

別冊資料

多様な人材確保及び働き方改革にかかる提言(案)

近年、東京都への転入者数は減少基調にあったが、コロナ禍が一段落した後、再び増加傾向に転じている。特に、進学や就職を契機とした若者の転入超過が続き、その傾向は男性よりも女性において顕著である。

東京都の合計特殊出生率が「1」を割り込む(2023年:0.99)中、東京圏への一極集中は、「自然減」に拍車をかける要因となっている。高額な住宅価格や通勤時間の長さなど、子育ての「ハードル」を抱える東京圏から地方への人口分散は、わが国が戦略的に取り組むべき喫緊の課題であり、企業や政府関係機関の地方移転、首都圏における大学定員の見直しなど必要な対策の推進について、国の強いリーダーシップを期待する。

一方、地方都市が抱える「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「労働者ニーズの多様化」「進学・就職を契機とした大都市への人材流出」といった共通課題を解決するには、投資やイノベーションによる生産性の向上とともに、就業機会の拡大や就業の意欲・能力を存分に発揮できる社会環境づくりが重要となる。

私たち中核市は、地方における人材不足の解消、多様な人材の確保、働き方改革の推進を図るため、それぞれの実情に応じた創意工夫を施し、先導的な施策を柔軟に展開できるよう、下記について積極的な措置を講じられることを提言・要望する。

1 地方の人材不足解消に資する多様な人材確保の推進

(1) 女性活躍の促進

職場や地域など社会全体で女性活躍の機運を醸成し、誰もが自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現することで、人材不足を解消するだけでなく、イノベーションの創出に寄与し、職場や地域社会の持続的な発展を導くため、次のとおり要望する。

- ① 女性活躍に取り組む事業者へのインセンティブ付与を拡充すること
- ② 中小企業に対して就業規則の整備を働きかけ、女性をはじめとする誰もが働きやすい職場づくりや多様な働き方の創出を促すこと
(A【明石市】、B【日本航空】)
- ③ 中核市が実施する女性活躍の促進にかかる取組みを広く周知するための広報に協力すること。経済団体から民間事業者に対する周知について、経済界に働きかけること
- ④ 中核市が取り組む女性活躍の促進にあたって、「地域女性活躍推進交付金」

※()内および写真・ポンチ絵は、中核市市長会構成市における取組事例

「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)」「女性消防吏員活躍推進モデル事業委託金」などの財源を、十分な規模で継続して措置すること

(C【高松市】)

(取組事例)



A【明石市】中小企業ジェンダー平等促進補助事業



B【日本航空】女性活躍促進への取組み



C【高松市】たかまつ女性活躍促進事業

(2)外国人材の確保と活用

アフターコロナによる行動制限の緩和とともに、企業活動が活発化し、再び若年層の東京圏への流出が増加することで、地方の社会的な人手不足感は一段と強くなっている。労働力を安定的に確保し、地域の持続的な発展につなげるため、外国人材に対するニーズはますます高まることが予想され、同時に、日本人も外国人も互いに国籍、人種、文化、価値観などの違いを尊重し認め合う「多文化共生社会」の実現が求められている。こうした現況を踏まえ、中核市における外国人材活用の取組みについて、次のとおり要望する。

- ① 外国人を含めた人材の確保・活用にかかる企業ニーズの把握や、外国人材の採用方法、在留資格制度などにかかる企業への周知について支援を行うこと

(D【函館市】)

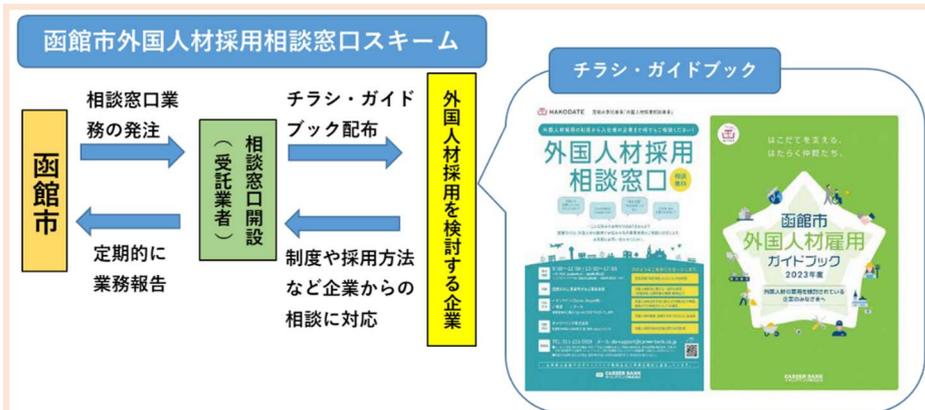
- ② 外国人材の活用及び地域への定着を図るため、業務遂行に必要となる免許や資格の取得にかかる講習・試験の多言語対応などの就業準備や、定住のために必要となる日本語教育など生活の立ち上げを円滑に行うための施策や財政に対する支援を行うこと。また、在留資格制度における就業分野の拡大をはじめとする制度拡充を行うこと

(E【岡崎市】)

- ③ 中核市が実施する外国人材の確保と活用の取組みに対して、「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)」などの財源措置を、十分な規模で継続して行うこと

(D【函館市】)

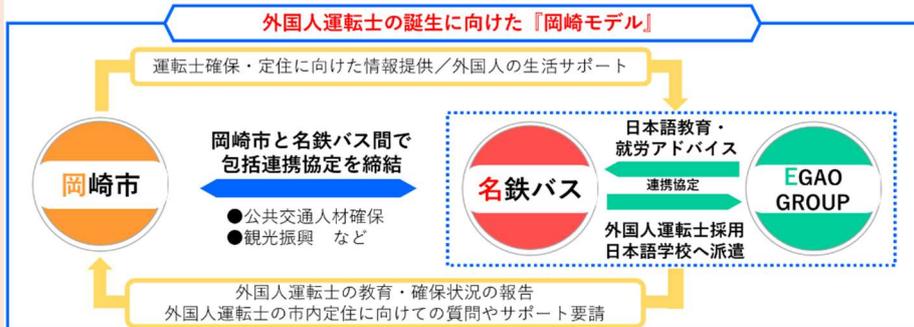
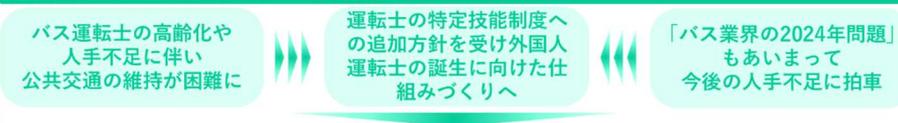
(取組事例)



D【函館市】外国人材採用相談事業

全国初!! 外国人運転士の誕生を目指し『岡崎モデル』の実現に向けた取組を始めます!

岡崎市と名鉄バス株式会社はこのたび包括連携協定を締結し、公共交通の確保・維持を見据えた人材確保を目的とし、外国人運転士の誕生に向けた支援体制を構築する『岡崎モデル』の実現に向けた取組をスタートいたします。



E【岡崎市】高度外国人材等の定着に向けた調査検討事業

例を積極的に公表するなど広報にかかる協力を行うとともに、経済団体から民間事業者に対する周知について経済界に働きかけること。また、各企業における障がい者雇用はもとより、障害福祉サービス事業所への積極的な業務発注について経済界に働きかけること

(G【奈良市】)

- ② 基礎自治体が独自の障害者就業・生活支援センターを設置する場合は、国が設置する圏域のセンターを補完する役割を果たしていることから、一定の基準を満たすことなどを要件に、運営にかかる財政支援を行うこと

(H【明石市】)

(取組事例)



G【奈良市】障害者雇用推進事業



H【明石市】市役所内作業所業務委託

(5) 就職氷河期世代などの就業に向けた取組みの促進

1990年代～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った「就職氷河期世代」をはじめ、勤労意欲があるにもかかわらず、不本意・不安定な就業や無職の状態を余儀なくされている方々について、希望職種への就職・正社員化、持てる力を十分に発揮できる「居場所づくり」などが必要となっている。これらは、親の加齢に伴う困窮や就職氷河期世代の老後の低年金問題の解決にも資することから、次のとおり要望する。

- ① 国が把握する就職氷河期世代の就労機会確保に向けた取組み、ノウハウについての情報共有や、地域における有効な活動事例にかかる周知について支援を行うこと
(I【八王子市】)
- ② 就職氷河期世代への支援に特化した「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」について見直しを図り、やむなく非正規労働者として働くなど収入が不安定なため、将来設計が描けない就職氷河期世代以下の若年層を救済できるよ

う、支援対象を拡大すること
(J【久留米市】)

(取組事例)

八王子de
リスタート

八王子市 就職氷河期世代向け就労支援事業

自分らしく働く
あなたをサポート!

就職相談会開催 就職や進路決定などのお悩み、お困りごとなどを専門のキャリアカウンセラーと相談できます。

I【八王子市】就職氷河期カウンセリング事業

就職へのあと一步を支援

対象や希望に応じた2コースの就職支援メニュー

受講無料

能力向上コース	職場体験コース
対象となる講座を受講し、市内就職を目指す方の受講料を市が負担。無業の就職氷河期世代の方には、交通費を含めた日当を支給。	筑後若者サポートステーション登録者で、市内就職するため職場体験に参加した無業の就職氷河期世代(※1)の方に、交通費を含めた日当を支給。(※1) 49歳まで

日当 講座・体験→ 1日4時間まで：2,000円/日、1日4時間超：3,000円/日

各コース終了後は、市役所内の就労相談窓口の伴走型支援を実施

J【久留米市】久留米で正社員就職応援事業

2 地域・業界の課題解決に向けた働き方改革・人材確保の充実・強化

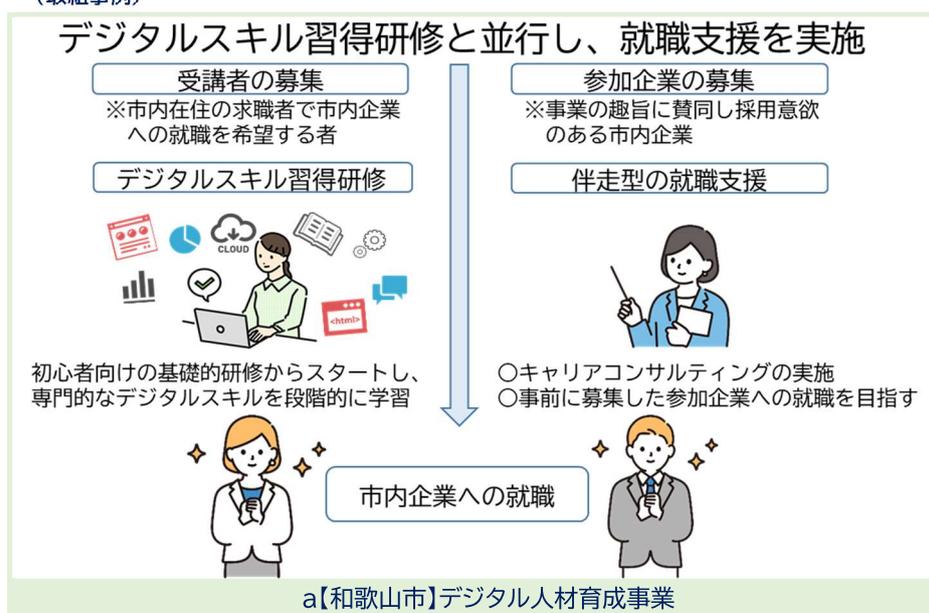
(1) リスキリング機会の提供とデジタル人材の育成支援

デジタル化(DX)が進む現代社会において、絶え間ない技術革新とビジネスモデルの変革に対応できる人材を育成するため、今後リスキリング機会の提供ニーズが高まるものと見込まれる。また、DXにより、人材不足の解消が期待されるとともに、エリアや時間を選ばず幅広い働き方を選択できるメリットが享受できる。このメリットを十分に活かし効果を最大化するためには、広域的な取組みが必要であり、中核市によるDXを担う人材育成の取組みについて、次のとおり要望する。

- ① 中核市が実施する、DXを担う人材育成の取組みに必要な財政支援を行うとともに、特にDXが遅れている中小企業などがデジタル人材を受け入れやすくなるよう支援を行うこと

(a【和歌山市】)

(取組事例)



(2) 働き方改革の推進と兼業・副業の環境整備

時代の流れとともに理想とされる働き方が変化し、かつての長時間労働を美德とする風潮や、「家庭よりも仕事を優先すべき」といった考え方は、すでに前時代のものとなった。働く一人ひとりの家庭事情や希望・個性に応じた「多様な働き方」を選択できる社会の実現が勤労意欲の増進、労働成果の効率的な体现、ひいては生産性向上につながる。また、兼業・副業は、社会にとって、起業・創業、新事業創出につながる有効な手段であるとともに、都市部人材が地方で活躍できると

いう観点からも効果的である。これらを踏まえ、中核市が取り組む働き方改革の推進と、兼業・副業の環境整備に向けて、次のとおり要望する。

- ① 育児・介護に伴う休業制度の取得促進に向け、より働きやすい職場風土の醸成を図るとともに、性別を問わない休業補償や、休業中の従業員を支える職場(とりわけ中小企業)に対する支援の充実を図ること

(b【豊田市】)

- ② 中小企業などにおける働き方改革の推進、兼業・副業人材の活躍のための環境整備に向けて、民間事業者による働き方改革の好事例や行政による支援事例の周知、兼業・副業に関する理解促進に向けた啓発を行うこと。また、経済団体から民間事業者に対する周知・啓発について経済界に働きかけること

(c【豊田市】)

(取組事例)

無料で派遣!! 働き方改革の専門家

働き方改革関連法への対応として

- ◆ 就業規則・規定の見直し
- ◆ 業務の効率化による残業の削減

人材確保・定着のために

- ◆ 求職者に選ばれる魅力ある職場づくり
- ◆ 従業員満足度、帰属意識の向上
- ◆ 女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の採用
- ◆ キャリア形成に関する意識啓発

働き方改革を進めるための助成金の活用の仕方

仕事と育児や介護、病気治療などとの両立に向けて

- ◆ 社内制度や公的支援の周知と上手な活用の仕方

働きやすい職場環境づくりとして

- ◆ あらゆるハラスメントの防止
- ◆ 心身の健康の増進

同業者や経営者層の団体労働組合などの啓発事業として

豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣制度

アドバイザーが経営者や担当者の皆様をサポートします
社内研修やセミナーに**講師**として伺います

b【豊田市】働き方改革アドバイザー

参加企業募集 中小企業の経営革新を加速する副業・プロボノ人材活用プログラム

こんな悩みをお持ちの企業さまへ

- 新規事業開発や既存事業のテコ入れが必要。そのための打ち手を考えたい
- 多様な人材を活かせる組織作りや社内体制の整備を進めたい
- コロナ禍でも取り組める打ち手を模索している

過去事例紹介

- ① 既存の顧客層に向けたサービス企画提案や広報戦略
- ② 新規事業の立ち上げに伴うリサーチ、販売戦略及び計画策定
- ③ コロナ禍の打撃を受ける伝統のお酢メーカーのDX化支援



c【豊田市】外部人材の活用

(3) 地方自治体における人材確保策の強化

地方における人材の不足は、中核市を含め地方行政においても喫緊の課題であり、地方自治体における人材確保の取組み強化について、次のとおり要望する。

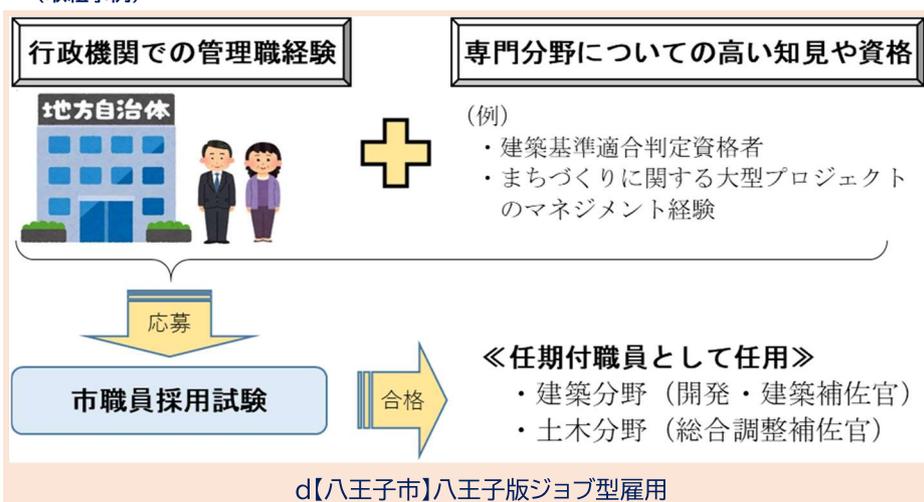
- ① 「ジョブ型雇用」(職務内容や必要なスキルを明確化し、それに応じた報酬水準を設定する雇用形態)にかかる給与制度の検討、公務員の副業における『社会通念上相当』な報酬基準の明確化、職員採用試験の対象要件の緩和など、公務員の人材確保や多様な働き方を支援する方策について、好例や

先進事例を示すこと

(d【八王子市】、e【明石市】)

- ② 行政における働き方改革による人材不足の解消は、人口減少下の新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応するための差し迫った課題となっていることを踏まえて、働き方改革につながる積極的な取組みに対して補助制度を創設すること

(取組事例)



2020年度(令和2年度)の採用試験から

全職種での受験資格を大幅拡大

(例) 事務職採用試験

2019年度まで	大学・大学院卒	28歳まで
	社会人(正規3年以上)	40歳まで
2020年度から	高卒(見込み)以上・職歴不問	59歳まで
	インターネット申し込みスタート	受験可能年齢を拡大!

成果等 (全職種) 応募者数

2019年度	1,225名
2020年度	3,492名

約3倍

2020年度以降、41歳以上の職員を21名採用

e【明石市】職員採用試験の受験資格の大幅拡大

(4) 介護職場における人材確保策の強化

少子高齢化に伴い、若年層が高齢者を支える現代社会を象徴する介護職場では、人材不足が深刻化している。介護職場における人材確保の取組み強化について、次のとおり要望する。

- ① 急速なグローバル化に伴い、介護職場における外国人材活用、ICT 活用の普及・促進に向けて、国が主体となって事業者向けセミナーを開催し先進事例を紹介するなど、意識啓発と機運醸成を図ること

(f【松江市】)

- ② 中核市が実施する、介護職場における人材確保の取組みに対して、財政支援を行うこと

(取組事例)

f【松江市】介護 DX セミナー開催による介護人材確保

(5)地域で取り組む人材確保策の強化

地方での人材不足が深刻化する中であって、産学官金が連携し地域が一体となって企業の人的資本経営を推進する体制(いわゆる「地域の人事部」)の構築が求められている。また、学生や外国人を含む一般求職者と求人企業をつなぐウェブサイトの開設、合同企業説明会・インターンシップ・地元企業とのマッチングイベント・人事担当者向けセミナーの開催など、地元企業による人材確保の取組みについて、次のとおり要望する。

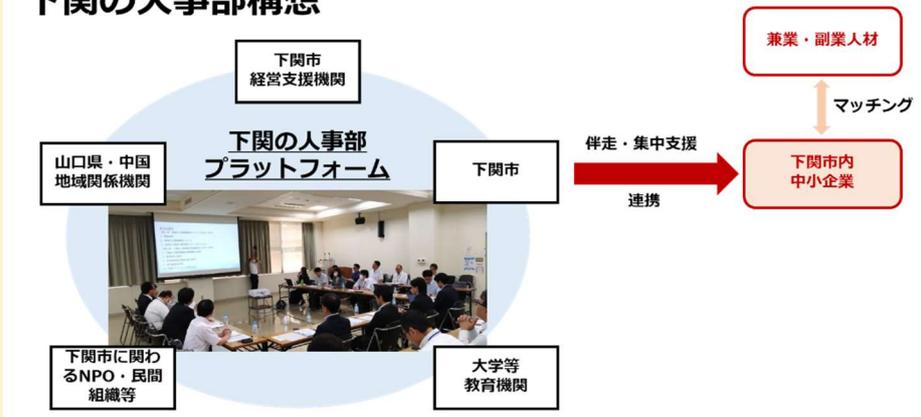
- ① 「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)」「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金(地域戦略人材確保等実証事業)」など、人材確保のために必要な財政支援の継続・拡充を図ること
(g【姫路市】、h【下関市】)

(取組事例)



g【姫路市】若年者等の雇用機会創出事業

下関の人事部構想



h【下関市】成長志向企業の経営力向上支援事業

令和6年 月 日

中核市市長会

公共施設等の整備等に関する提言(案)

公共施設等の多くは高度成長期以降に集中的に整備され、文化教育施設、社会福祉施設などの様々な建築物やインフラ施設で老朽化が進んでいる。今後、人口減少等による公共施設等の利用需要が変化するなか、維持管理・修繕、改修及び更新等に係る費用負担について、今まで以上の増大が予想される。

多くの地方公共団体は、少子高齢化に伴う市税収入の減少、社会保障関係費の増加に加え、近年の物価高騰の影響などにより大変厳しい財政状況にあることから、公共施設等の整備費用の縮減に努めるとともに、既存施設を単純に新しく建て替えるのではなく「施設の統廃合・複合化」、あるいは「PPP/PFI」や「シェアリング・エコノミー」といった民間活力の導入も視野に入れ、整備後の維持管理や運営に係る費用等の後年度負担についても可能な限り軽減した持続可能な公共施設等の在り方を検討している。

また、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、本年元日に発生した能登半島地震は、多くの建築物やインフラ施設に甚大な被害をもたらした。地方公共団体にはいつ発生するかわからない災害に備えることも含めた効率的かつ効果的な公共施設等の整備等が求められている。

さらに、公共施設等の更新や改修、新設等にあたっては、環境に配慮した整備を行うことが不可欠であり、持続可能な施設を未来へとつないでいくことが地方公共団体としての責務である。

公共施設及び道路や上下水道といったインフラ施設の老朽化対策や防災対策は、全国の地方公共団体の喫緊かつ共通の課題である。ついては、地方公共団体の公共施設等の整備等を着実に推進するため、より一層の支援を講じていただくよう、以下の事項について提言する。

1 公共施設等の整備等に係る財政支援の拡充

(1) 学校施設環境改善交付金の拡充 **【重点】**

- ① 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、トイレの洋式化・乾式化、空調設備の設置やエレベーターを含む施設のバリアフリー化など、安全で良好な教育環境の改善を計画的に進められるよう、十分な財源の確保を行うとともに、継続的な財政支援を行うこと。
- ② 近年の物価高騰や人手不足により、建設工事費は上昇し続けているが、学校施設及び学校給食施設整備において、算定基準となる建築単価等が抑えら

れているため、総事業費に占める交付金の割合が著しく低くなる状況にある。こうした実態を踏まえ、基準単価や基準面積の見直し及び算定割合の引上げを行うこと。

- ③屋上防水や老朽化した建築設備(受変電設備、受水槽設備、消防設備等)の更新工事、加えて、教育施設に近接する急傾斜地の安全対策工事も交付金事業の対象となるよう補助範囲を拡大すること。
- ④建築後相当年数を経過している校舎が多数あるにもかかわらず、耐力度調査の結果によっては補助対象とならない。耐力度調査によることなく、老朽化や児童生徒数の変動による改築・減築・複合化といった必要な整備を計画的に進められるよう、補助対象条件を緩和すること。

(2)子ども・子育て支援施設整備交付金の拡充

- ①放課後児童クラブを学校施設等との複合施設として複数年度にわたって整備する場合、全事業期間を交付対象とするには初年度に工事着工する必要がある。全事業期間が交付対象となるよう要件緩和を行うこと。
- ②学校施設への放課後児童クラブ整備に伴い生じる既存教室の移設費用についても補助対象とするとともに、障がいのある児童の受入れに係る施設整備費を拡充するなど、補助基準額の引上げを含め十分な財政措置を講じられること。

(3)公立保育所整備に係る財源確保と交付対象化

公立保育所の施設整備費の財政負担は、「三位一体の改革」により国庫補助金が一般財源化され、現状では国の補助制度が無い状況である。当該補助金相当額に対して施設整備事業債を発行することが可能となっているが、交付税措置については、その元利償還金の70%(事業費補正方式)の割合にとどまっている。地域の保育環境の確保と充実のためにも、こども・子育て政策については国の責任において明確な財源を確保し、民間の保育所同様に、公立保育所整備についても国庫交付金の交付などによる地方財政措置を行うこと。

(4)すべての自治体を対象とする公共施設のZEB化の補助制度の創設

公共施設のZEB化の推進にあたり、イニシャルコストがネックとなり導入の障壁となる中、公共施設のZEB化を進めるための補助事業において、令和5年度から中核市が除かれることとなった。しかしながら、中核市を中心とした都市広域圏内の公共施設の相互利用を推進する観点からも、中核市においても、今後、公共施設のZEB化を進める必要があることから、すべての自治体を対象とするきめ細かな補助制度を創設すること。

(5)上下水道施設に係る財源確保、補助採択基準の緩和、補助対象範囲等の拡充

【重点】

上下水道施設の耐震化や老朽化対策事業には多額な事業費が必要となるため、地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、事業の執行に必要な交付金等を継続的に確保すること。また、水道施設整備費補助及び防災・安全交付金の補助採択基準における要件の撤廃又は緩和を講じるとともに、補助対象範囲及び補助率を拡充すること。

(6)リース方式による公共施設の整備等に係る財政支援の検討

公共施設の利用需要の変化への対応や維持管理業務の軽減などの観点から、非保有手法(BOO方式、リース方式、民間サービスによる代替方式、施設借上げ方式等。)は公共施設を効率的、効果的に整備する有効な手法になり得る。特にリース方式では、放課後児童クラブ運営支援事業において令和5年度からリース代が補助対象として拡充されたが、依然として多くの公共施設に関するリース代は補助対象外となっている。公共施設の柔軟な運用を可能にするため、リース方式による公共施設の整備等について、財政支援の対象とするよう検討を行うこと。

(7)地方債制度の恒久化と拡充 【重点】

- ①公共施設やインフラ施設の維持管理、更新、長寿命化、集約化、複合化といった取組は、今後ますます必要になると見込まれる。これまで以上に長期的かつ計画的な取組を推進するため、令和8年度で終了することとなっている「公共施設等適正管理推進事業債」について、制度を恒久化するとともに、公用施設を対象施設に含め、あわせて除却においても交付税措置などの財政措置を講じるよう拡充すること。
- ②令和6年度で終了する「緊急浚渫推進事業債」は、水害対策につながる一定の効果を上げている。今後の気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化を見据えると、継続的に治水対策を実施する必要があることから、制度の恒久化を行うこと。
- ③令和7年度で終了する「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」は、防災・減災のための公共施設等の整備等に必要であり、今後も継続的な対策が必要であることから、制度の恒久化を行うこと。
- ④「脱炭素化推進事業債」は、地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様の令和7年度までとされているが、持続可能な公共施設整備のために今後も継続的に必要であることから、制度の恒久化を行うこと。

⑤令和6年度に新設された「こども・子育て支援事業債」は、こども・子育てを支援するための施設の整備事業に充てることができるが、市町村こども計画に基づく事業でないと活用できない。市町村こども計画は、こども基本法(令和4年法律第77号)において努力義務の位置づけであるため、当計画に位置付けていない事業であっても当起債を活用できるよう、条件を緩和すること。

2 PPP/PFI手法に対する支援の充実と見直し

(1)情報提供や適切な助言ができる体制の構築

PPP/PFI手法の普及を図ることを目的として、事務負担の軽減や手続期間の短縮が図られるようPFI事業の実施に関する手続の簡易化の手法が示されているが、より実効性のあるものにするため、地方公共団体の意見を踏まえ、情報提供や適切な助言ができる体制を構築し、支援を充実させること。また、PFI事業にて施設整備を行った際の起債や普通交付税事務におけるマニュアルなどの情報提供もあわせて行うこと。

(2)「ウォーターPPP」に対する柔軟な対応

令和5年度に污水管の改築に係る国費支援に関して、令和9年度以降の交付金対象事業の要件として「ウォーターPPP」の導入決定を必須とすることが示された。しかし、導入実施に向けて準備期間が短いうえ、国のガイドラインが改訂される度に地方公共団体はその対応に時間を要することから、要件緩和及び導入時期の見直しについて柔軟な対応をするとともに、ウォーターPPP導入に当たって課題を抱える地方公共団体への解決策の提示をするなど、積極的な支援を行うこと。

3 規制緩和の推進

(1)住居専用地域における用途規制の緩和

公共施設等の整備等に当たっては地域事情を勘案し、目的をもって整備を進めているところだが、特に住居専用地域においては用途規制が厳しく、廃校による広い敷地を地域のための施設に整備することが困難な場合がある。規制によって施設整備の本来の目的が損なわれないよう、用途規制の緩和を行うこと。また、既存ストックを活かした用途の変更が可能になるよう、諸法令のより一層の規制緩和を行うこと。

(2)建築基準法の取扱いの統一

既存学校施設の余剰教室を活用して放課後児童クラブを整備する際、特定行政庁の取扱いによっては、異種用途区画や学校では除外されている排煙設備、内装制限及び非常用照明装置等の規定に適合させる必要がある。既存施設を活かした柔軟な運営ができるようにするため、学校との機能上の関係性が強く一体性があると判断できるものについては「学校」として全国で統一的な運用となるよう、国において取扱いを示すこと。

4 広域連携における公共施設等の整備等への支援

人口減少・少子高齢化社会にあっても、公共施設や道路・水道等のインフラを維持していくためには、広域連携における中心都市である中核市が、近隣の市町村と連携して整備を進める必要がある。連携中枢都市圏を含む広域連携において、人口や面積を勘案した設置基準や整備の目安を示すなど、国が中核市に対して適切な助言ができる体制を構築し、財政面も含めた支援を充実させること。

令和6年 月 日

中核市市長会

地域公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けた提言(案)

地方の公共交通は人口減少や車社会の進展等に加え、コロナ禍の影響で交通事業者の経営が悪化するなど、危機に直面している。

その中でも、バス・タクシーの運転者不足は深刻であり、それに伴い、路線バスの維持・確保やタクシーの需要に応じた供給が困難になってきている。

国においても、令和5年6月に国土交通省の交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会において、『地域公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けた新たな制度的枠組み等に関する基本的な考え方』が示されるなど、地域公共交通の活性化に向けた議論が継続されている。

地域公共交通は住民の生活に必要な不可欠なインフラであり、地域の実情に応じてまちづくりの観点から議論することが重要である。これからの地域公共交通においては、交通事業者をはじめ、多様な主体と連携・協働しながら、より最適な交通ネットワークを再構築するとともに、デジタル技術を有効に活用し、新たな移動需要にも応えられる利便性・生産性の高い交通手段を創出することが求められている。

については、中核市が、地域公共交通の「リ・デザイン」による持続可能なまちづくりを目指し、より実効的な施策を展開できるよう、国土交通省を中心とした国の各省庁において、一層の連携や支援策を講じていただくよう、以下の事項について提言する。

1 地域公共交通の再構築・最適化

(1)地域公共交通ネットワークの再構築・最適化

①地域公共交通計画や利便増進実施計画の策定・推進にあたっては、交通事業者等との連携・協働・合意形成が必要であり、計画の実効性を高めるためにも、計画に位置付けた幹線・支線や広域での取組を含む利用促進への補助の拡充及び要件緩和並びに社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)の自治体要望額への確実な予算措置を行うこと。また、鉄道事業再構築に係る社会資本整備総合交付金に係る事業の自治体負担分に係る地財措置について、鉄道事業者が自治体が出資していない場合でも、地方債の充当並びに普通交付税の措置がなされるよう見直しを行うこと。

②乗降データ等の収集は、交通事業者等のデータ提供に対する理解・協力が必要であることから、事業者が保有するデータの利活用に関する統一的なルールの整備や時刻表データのオープンデータ化についての義務化など必要な措置を講じること。

③関係者が有する移動関連データを統合し、地域のまちづくりにおける多様な関

係者間でデータを共有し、分析・利活用できるプラットフォームの開発・運用に対する財政負担が課題となっている。そのため、共通プラットフォームの構築・可視化ツールの策定、データの利活用に係る費用への補助拡充及び情報提供等、継続的な技術的・財政的支援を行うこと。

(2)路線バス・コミュニティバスの維持・確保

- ①地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件では、「複数市町村を跨いで運行していること」とされているが、行政区域内で完結する運行距離が著しく長い路線が多数存在することや、地域公共交通計画に地域・区域間の移動手段を担う役割として幹線を位置付けているものもあることから、地域住民の生活に必要な不可欠な生活交通の維持確保を図ることができるよう、各地域の実態を踏まえながら、一の市町村内で完結する路線への補助を拡充するなど、要件設定の見直しを行うこと。
- ②地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件のうち、1日当たりの輸送量について、全国同一要件である「15人以上」を地方部では地域特性に応じ「10人以上」に緩和する等、都市構造の特色などの観点より、全国同一要件ではなく人口密度や人口分布等の地域性を取り入れた要件の設定を行うこと。
- ③交通事業者の経営改善及び運転者の給与水準の改善を図るため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のブロック単価の見直しや限度額の引き上げなど必要な措置を講じること。
- ④地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助要件のうち、接続性要件の明確化及び新規性要件の緩和を行うとともに、地域旅客運送サービス継続実施計画に位置付けられた運行系統に対する運行経費や車両購入費の補助拡充等、路線バスが廃止される際に市町村がコミュニティバス等の代替手段を講じる場合など、地域住民の移動手段の確保に対する支援を強化すること。

2 交通DXの推進

(1)MaaS

- ①MaaSの実現・活用に向け、様々な分野のシステム連携の基盤となる都市OSの構築に係る財政的支援や、国において汎用性の高い都市OSを構築すること。
- ②多様な交通モードをつなげる上で、事業者間の円滑な調整や事業者の負担軽減を図っていく必要があることから、運賃決済等の初期費用や更新費用、利用手数料等の運用経費、割引運賃の適用などに係るさらなる技術的・財政的支援を講じること。

(2)自動運転

- ①無人自動運転移動サービスの社会実装に向け、運行主体や運行管理、リスク分担の考え方、ODD(走行環境条件)の付与基準等のルール等について、国土交通省を中心に早期整備するなど、国・地方が一体となった取組を行うこと。
- ②全国展開を見据えた手動介入要因への対策等の自動運転技術の開発や道路等のインフラ協調に関する技術指針、自動運転の導入マニュアル等の整備等を行うこと。
- ③実証実験に係る補助の複数年の事業採択、拡充及び必要な予算の確保に加え、事業採算性の確保のため、社会実装に至った後の継続的な財政的支援を講じること。
- ④自動運転車両だけでは困難な安全対策を行うため、道路等のインフラの整備・管理が必要となることから、ハード整備に係る補助拡充、継続的な財政的支援を講じること。

(3)AIオンデマンド交通

- ①AIオンデマンド交通については、これまでのバス・タクシー等と比べて、より少ない運転者と車両でより多くの需要に応えることが期待されるが、人口、地域特性、移動実態等を踏まえた当該交通の適性が明確でないことから、導入時のマニュアルを整備すること。
- ②システム構築などの導入費用に加え、運行に要する費用等のランニングコストが高額である。このことから、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助スキームの見直しなど、地域の交通手段を確保するために導入するAIオンデマンド交通の導入費用、運行経費(機器更新等を含む)に対する補助拡充・要件緩和の設定を行うこと。

(4)ライドシェア

- ①自家用車活用事業については、安全性の確保を前提とし、地域によって公共交通の実情は異なることから、既存のタクシー事業者との共存共栄が図られるよう、地域の実情を反映できる制度設計とすること。
- ②自家用有償旅客運送や自家用車活用事業については、導入や運行に係るノウハウに関する技術的支援及び導入時の費用に係る財政的支援を講じること。

3 バス・タクシーの新たな担い手確保策

(1)運転者の確保・育成

- ①コロナ禍で離職が進んだほか、改善基準告示の改正により深刻化している運転

者不足について、事業者の運行の効率化等による対策では限界があることから、二種免許取得に係る支援や人材確保セミナーの開催などの取組に対する補助拡充等のさらなる支援を行うこと。

(2)運転者の処遇改善等

①運転者の給与水準や職場環境の向上など運転者の処遇改善につながる事業者への直接的な補助制度を創設すること。

4 その他

(1)行政職員の育成

①地域公共交通のリ・デザインなど、国の法制度が頻繁に変わる中で、法制度の理解に加え、デジタル技術の活用等、自治体においてもデータ分析や施策立案に係る専門的な知識を持つ人材の育成・確保が必要であるため、ウェブサイト等を活用した国による人材育成研修の拡大・充実を図ること。

(2)公共交通関係予算の拡大

①道路等の予算額に比して、公共交通、特に地域交通に関する国の予算の絶対額が不足していることから、予算を大幅に増額し、地域公共交通の維持・活性化に必要な財政支援を講じること。

(3)新たな自主財源の確保

①国が示すコンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、自治体が地域公共交通の維持・確保を図るためには、各種施策の実施に要する財源の安定的、かつ、さらなる確保が不可欠であることから、新たな財源の確保について、調査研究を行うこと。

令和6年 月 日

中核市市長会

令和7年度税制改正に関する要請(案)

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって令和7年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

経済対策などに伴う政策的な減税措置は、本来、市町村の基幹税目である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金など国の財源により実施すべき性質のものであり、地方に減収を生じさせるような制度の見直しは行わないこと。

2 地方法人課税の偏在是正における地方への配慮

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれないよう配慮することが望ましい。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに合わせ、地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、この措置による財源については、引き続き必要な歳出を地方財政計画に確実に計上すること。

さらに、国・地方を通じた法人関係税収は中核市の行政サービスを支える上で重要な財源となっていることから、恒久減税による減収は恒久財源で補填することを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないよう必要な財源措置を講ずること。

3 法人市民税の中間申告納付制度の見直し

法人市民税の中間申告納付による還付加算金は、自治体への財政的な負担が非

常に大きいため、還付加算金の適用を除外するなど、法人市民税の中間申告納付制度を見直すこと。

少なくとも、確定申告の申告期限を延長した法人に係る還付加算金の算定においては、平成29年度税制改正における申告期限延長月数の増による地方団体への影響増大を踏まえ、当該延長期間を除外すること。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5 ふるさと納税における地方自治体の負担の縮小

(1)ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額の補填

ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額について、個人住民税の減収分を全額国費で補填するなど、制度の改善を図ること。

(2)ふるさと納税制度の更なる適正化

ふるさと納税制度については、高額所得者ほど控除と返礼品による経済的利益を得られるなど公平性の観点からの問題も指摘されている。

また、過度の返礼品競争により平成31年度に税制が改正され適正化が図られたところではあるが、都市部においては寄附額より個人市民税における減収額が大きく上回っているところであり、財政をひっ迫する要因の一つとなっている。

一方で、地方では重要な財源となっている自治体もあることから、さらなる制度の適正化を図ること。

なお、令和5年10月に開催された、財政制度審議会においてふるさと納税制度に基づく自治体への寄附金について、「特定財源」から「一般財源」への変更を検討すべきとの提案がなされたが、地方創生を推進するための各自治体の創意工夫による取り組みを抑制しかねない見直しは行わないこと。

6 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置、課税標準特例措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

7 国民健康保険制度の見直し及び財政支援

(1)国民健康保険税への財政支援

国民健康保険制度は、被保険者の低所得者が多い一方で医療費水準が高い構造上の問題があり、他の医療保険制度と比較して保険料の負担率が高い。近年の物価高騰は被保険者にとって実質的な負担増となっているほか、都道府県単位での保険料水準の統一が被保険者にとって負担増となる場合もあることを踏まえ、国において、抜本的な財政支援を早急に実施すること。

なお、令和8年度から実施となる子ども・子育て支援金についても、低所得者への軽減措置を設ける際には、国による保険者への十分な財政支援を行うこと。

また、国において子ども・子育て支援金制度に係る国民への説明を十分に行うこと。

(2)所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等の軽減判定所得の算出方法の見直し

国民健康保険税の軽減判定所得を捉える際に、所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等については、軽減判定所得の算出方法が専門的かつ非常に複雑であり、間違いを生じやすい現状である。国において、平成30年度に改正案の検討が行われたままとされていることから、市区町村の事務負担が大きくなり、間違いが生じにくい算出方法へ抜本的に制度の見直しを行うこと。

(3)子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充

令和4年度から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割の軽減措置が導入されたところだが、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、対象年齢の拡大や軽減割合の引き上げなど、国の責任において財源を含めた子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充を行うこと。

(4)世帯主以外の被保険者の納税義務の見直し

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者であるから、国民健康保険制度を利用している被保険者であっても世帯主でなければ、納税義務が発生せず、滞納処分もできない。国民健康保険制度の円滑な執行のため、世帯主以外の被保険者に連帯納税義務を課すなど、制度の見直しを行うこと。

(5)外国人の在留期間更新の際における国民健康保険税の納付証明書提出の義務化

外国人被保険者が増加する中、国民健康保険に係る外国人収納率の向上は全国的な課題であることから、外国人の在留期間更新の際における国民健康保険税の納付証明書提出の義務化を「特定技能」に限定されている取扱いから、一般税の納税額証明書と同様の在留資格申請まで拡大すること。

8 電子化による事務効率化の推進

(1) 税務システムの標準化への対応

税務システムの標準化については、情報を早期に提供するとともに、令和5年9月8日に閣議決定した基本方針の変更により移行困難なシステムに関しては延期が認められたものの、データ要件の標準に関する標準化基準には適合させることとする旨の記載もあることから、全自治体が安全かつ確実に移行できるよう令和7年度中とされている目標とは別に移行期間を設けるなど、必要に応じて柔軟な対応を検討すること。また、その改修経費や地方税共同機構に対する負担金、その他改修に伴う所要の事務経費等を含め、国の責任において確実に財政措置を講じること。

(2) 国から地方自治体への情報照会のオンライン化の実施

国(国税局、税務署)から地方自治体への資産状況や滞納状況に関する情報照会のオンライン化に当たっては、都道府県、市町村間の照会回答においても利用できるシステムを構築すること。

(3) 処分通知のオンライン化の実施

納税通知などの処分通知のオンライン化手法については、住民の利便性や制度の利用促進の観点から早期に検討を行い、各省庁の連携のもと法整備を行い、実施すること。

(4) eLTAXを活用した税以外の公金収納への対応

地方税統一QRコード等を利用したeLTAX経由の納付方法について、遅くとも令和8年9月までに、税以外の地方公金に対象を拡大する予定となっている。令和5年4月に対象を地方税の全税目に拡大した際には、決済能力や処理容量に不足があり、二重納付や入金・収納データの遅延が発生した。対象を拡大するにあたっては、地方税をはじめ公金収納に影響を及ぼすことのないよう関係省庁の連携のもと十分な準備を行う旨を税制改正大綱に盛り込むとともに、地方公共団体への情報提供を迅速に行うこと。

また、地方税統一QRコード付き納付書に対応するため生じるシステム改修等のコストについては、全ての自治体に共通して発生するものであるため、交付税措置ではなく、国費負担による財源措置を行うこと。

(5) 電子納税の環境改善と効率的な徴収に繋がる仕組みの構築

個人住民税(特別徴収分)や法人市民税の電子納税については、いわゆる「地方税共通納税システム」が令和元年10月から稼働しているが、社会的浸透に遅れが生じている。

当該税目の納税環境の改善を図るとともに、電子納税の義務化を検討するな

ど、地方自治体がより効率的に徴収できる仕組みを構築すること。

9 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

なお、その改正内容について、各自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

また、システム改修に要する期間、時期、費用等、自治体の事務負担増につながらないように配慮するとともに、経費については十分な財政措置を講じること。

10 住民税制度の合理化、事務の円滑化

(1) 給与支払報告書への同一生計配偶者の項目追加

合計所得金額が1,000万円を超える納税者の配偶者は、以前は配偶者控除の対象者として所得の把握等が行えていたが、令和元年度の住民税から、配偶者控除が認められなくなり、全ての住民の所得状況を把握する住民税においては、収入のない配偶者は未申告者となるため、給与支払報告書(個人別明細書)の様式に、同一生計配偶者の項目を追加すること。

(2) 国税連携に係る所得税確定申告書データの早期提供

所得税の確定申告書は、住民税を課税する上で重要かつ不可欠なものである。そのため、個人住民税の当初課税事務及び個人住民税を基礎として算定する国民健康保険税や介護保険料等の事務を適正かつ確実にを行うためには、期限内申告分の所得税の確定申告書データについては、遅くとも3月末までに市町村に送信すること。また、期限後申告分の確定申告書データについては、6月以降、月1回の送信となっているが、速やかに適正な課税を行えるよう、月1回に留まらないデータ送信を行うこと。

(3) 特別徴収対象年金所得者が死亡した際の個人住民税徴収方法

特別徴収対象年金所得者が死亡した際、相続人代表者の特定に時間を要し、賦課が滞る問題が生じている。

よって、特別徴収対象年金所得者が死亡した際、同一世帯の筆頭者を相続人代表者とみなすなど、実情に即した制度を構築すること。

11 固定資産税制度の合理化、事務の円滑化

(1) 不動産登記名義人住所が国外の場合の、固定資産税及び都市計画税賦課徴収事務の円滑化

土地・建物の不動産登記名義人の住所が国外の場合(以下「国外名義人」とい

う。)について、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立し、国外名義人の国内連絡先が所有権登記の登記事項に追加された。不動産登記手続きを行う際に、課税庁に対する納税管理人の申告を義務付けるなど、国外名義人に対する賦課・徴収事務が円滑に遂行できるよう規定を整備すること。

(2)相続財産清算人等の選任

相続人不存在や所有者居所不明の場合における、相続財産清算人及び不在者財産管理人の選任制度を柔軟に活用できるよう法整備をすること。

(3)税の返還に関する明確な法の整備

地方税法に定める期間を超えて還付する場合の根拠規定につき、多数の自治体で地方自治法第232条の2を適用して対応している状況であるため、全国的に統一された根拠となるよう法を整備すること。

(4)固定資産評価基準(土地・家屋)の整備

固定資産評価基準の土地評価、特に宅地の画地計算に用いる補正率、家屋評価の補正項目及び補正係数について、その判定方式の明示や解釈の統一化など見直しを図ること。

(5)非課税となる固定資産の明確化

地方税法第348条第2項各号及び第4項の非課税の範囲を政令や省令等で明確にし、全国の自治体で統一した解釈や判断ができるよう基準を整備すること。

(6)不動産登記情報へのマイナンバー記載

所有者不明の土地や家屋の発生予防のほか、地方団体の固定資産税課税事務の効率化のため、登記申請時には、申請物件所有者のマイナンバー(個人番号)の提出を義務付けるとともに、マイナンバーを記載した登記情報について、地方税法第382条に基づき登記所から市町村長へ通知するよう、法務省に働きかけること。

(7)相続放棄時の固定資産税課税に係る法解釈

民法第939条の相続放棄を行った者が、地方税法第343条第2項後段の「当該土地又は家屋を現に所有している」場合の、課税の取扱いを明確にすること。

(8)商業地における負担調整措置の見直し

商業地等における負担水準が60%~70%の場合の課税標準額は、前年度の課税標準額と同額に据え置かれるが、同じ価格の土地でも負担水準の違いで税負担に差が生じるなど課題もあることから、税負担の公平性を確保するため、商業地等における据置特例を廃止するなど、負担調整措置の見直しを図ること。

12 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置等の延長

災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合、原則として被災後2年度分に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減する特例措置が設けられているが、甚大な被害があった被災地については、人手・資材不足等により被災住宅の撤去や新たな住宅の建設が遅れ、住居の再生が2年内に困難な場合も少なくないことから、当該特例措置の適用期間を実情に合わせて延長すること。

また、災害により滅失等した償却資産又は家屋の所有者が、代替資産を取得等した場合における特例措置等について、被災住宅用地の特例と同様に取得期間を延長すること。

13 軽自動車税制度の合理化、事務の円滑化

(1) 申告等情報の電子での提供の法制度化

二輪の軽自動車等(125cc超)の運輸支局で登録・廃車手続を行ったものについて、その登録廃車情報を申告情報と併せて該当の市区町村へ電子データにて提供するよう法制度化し、事務の円滑化を図ること。

また、令和7年から段階的にオンライン化する二輪の軽自動車等に係る軽自動車税申告手続きのシステム改修等に要する経費については、十分な財政措置を講じること。

(2) 軽OSSの利用促進

三輪以上の軽自動車の新車購入時の申告等をオンライン化の対象とした軽OSSについて、国においても利用促進に係る広報活動を実施すること。

また、「記載事項変更」についても軽OSSの対象とする場合には、定置場の異動を新旧双方の市町村が把握できる仕組みとするなど、オンライン化に伴う事務負担が生じない制度とすること。

(3) 種別割の標準税率

軽自動車税種別割の標準税率に、特種用途自動車等の税率を規定すること。又は、特種用途自動車等の課税の明確な基準を設けること。

14 徴収事務の改善・円滑化

(1) 国外転出者への課税・徴収体制等の改善

外国人住民の増加とともに、市税が未納のまま国外へ転出する事例が増えていることから、出国前の納税管理人の設定の制度化など、納税漏れのないような必要な制度を構築すること。

(2)給与の差押え金額の計算範囲の変更

生計を一にする親族に一定額以上の収入がある場合は、差押禁止額の算定基礎とする生活扶助対象者から除外できるようにすること。

(3)租税債権者による自動車(軽自動車・二輪車含む)の所有権代位移転登録制度の創設

滞納処分差押えに当たり、所有権留保付き自動車の割賦代金が完済されている場合において、租税債権者の代位や監督官庁の職権による所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

(4)代表相続人に係る指定範囲の拡大

地方団体の長による代表相続人の指定ができる場合を拡大するよう法令や手続きの見直しを図ること。

(5)公売手続き前の立入調査権の拡充

国税徴収法に基づく公売手続きにおいて、第三者に使用させている不動産への強制的な立入調査権を認める等、民事執行法と同様の措置を講じること。

(6)固定資産税等の滞納に係る無剰余公売制度の創設

民事執行法第63条第2項と同様に、租税の執行機関に配当がなくとも手続き費用を超えるなら、優先債権者の同意がある場合に限り公売を可能とする、無剰余での公売制度を創設する等制度の改善を図ること。

(7)eLTAXの機能の拡充

eLTAXで納税された徴収金については、eLTAXを活用し還付や充当通知をできるようにすること。

(8)職権による特別徴収から普通徴収への切替え

特別徴収による個人住民税を滞納している特別徴収義務者の義務者指定を職権で取消し、普通徴収への切替えができるようにすること。

(9)eLTAXを利用した収納方法の拡充

納税環境整備の具体的手法として、eLTAXを利用した納税方法に、賦課決定税目に係る口座振替(金融機関口座の事前登録により、継続して自動引き落としする方法(申告税目に係る電子申告と連動したダイレクト納付とは異なる))、クレジットカード定期払い(クレジットカードの事前登録により、継続して自動決済する方法)及びコンビニエンスストア払いを加えること。また、eLTAXを経由する納付を地方税以外の地方公金にも拡大した際には、当該地方公金の納付方法についても同様に、口座振替、クレジットカード定期払い及びコンビニエンスストア払いを利用できる環境を整えること。

(10)短期被保険者証に代わる滞納世帯との接触機会・手段の創設

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、短期被保険者証が廃止され

る。短期被保険者証の交付の趣旨は、市町村の窓口で短期被保険者証を発行することを通じて、滞納世帯との接触の機会を設けることにあったことから、短期被保険者証交付に代わる滞納世帯との接触機会・手段を設けること。

(11)森林環境税の減免に係る宥恕規定の創設

森林環境税の免除において、個人住民税の減免の取扱いと整合を図るため、森林環境税の免除に該当することが明らかであり、かつ市長が必要と認める場合に限り、被災者等からの申請なしに免除を適用することができる宥恕規定を設けること。

15 家屋評価の公平公正な税制を

家屋の評価は取引単価を考慮しない再建築価格方式であるにもかかわらず、居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直しの実施など、取引単価を考慮する改正は、評価額算出の根本を揺るがすものである。

よって、取引単価の考慮等、今後に波紋を広げるような税制改正は行わないこと。

16 地方税財源の安定的確保

経済政策等の政策的な減税措置を講ずる場合は、実施時期や方法等について地方と事前協議を行い、意見を十分反映すること。また、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、確実に全額国費で補填すること。

17 税務情報の開示が可能となる業務の明確化

税務情報の開示が可能な業務・照会については、各自治体で地方税法上の守秘義務が解除されるかどうかを判断して対応しているため、地方税法において、本人の同意無しで開示可能となる対象業務を明確化すること。

18 都市計画税制度の見直し

(1)都市計画税充当事業の拡充

都市計画税は地方税法において、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が目的税として課税しているが、目的税である都市計画税の用途について過去に都市計画事業認可を受けて整備された施設の改修及び都市計画事業認可を受けない都市施設の整備・改修に充当できるなど、充当対象事業の拡充を図ること。

さらに、バスやタクシーといった公共交通が重要な交通インフラとして位置づけられている地域において、生活交通の確保や維持、改善のため安定した財源を確

保し、公共交通の更なる整備や充実が図られるよう、当該事業を都市計画税の
充当対象事業とすること。

(2)課税基準の明確化

地方税法第702条に規定されている、市街化調整区域内において都市計画税
を課税することができる「特別の事情」の明確化を図ること。

19 国有資産等所在市町村交付金の見直し

国有資産等所在市町村交付金制度については、固定資産税相当分についてのみ
対象とされているが、都市計画税相当分についても交付対象とするよう見直しを図る
こと。

また、固定資産税及び都市計画税に相当する額について、算定基準を明確にする
こと。

20 法令等の規制により減収となった固定資産税等を補填するための財政措置

土砂災害特別警戒区域等に存する土地など、法令等により利用制限がかかる土
地に対して減額している固定資産税等について、減収分を補填する財政措置を講じ
ること。

21 EBPM推進のための税情報活用可能な考え方の明示

EBPM(証拠に基づく政策立案)において、個人情報(匿名化・仮名化)の手法とそ
の取扱いについて全国的に統一された一定の要件を設け、当該要件を満たすことで
税務情報を利活用することが可能になるような考え方(地方税法第22条の守秘義務
で禁止されている「窃用」に該当しないことの確認を含む。)を国として示すこと。

22 事業所税における課税団体要件等の見直し

人口が30万人を下回った場合、課税団体の指定が取り消され、事業所税を課税
することができなくなるが、一方で、財政需要は急激に減少するものではない。

よって、安定した住民サービスを提供できるよう課税団体要件の見直しや指定都
市取消による減収分の激変緩和措置の創設など、必要な措置を講じること。

23 償却資産における電子申告システムの改善

償却資産の電子申告方法について、国においてシステムの仕様を再構築するなど
各自治体における対応の差を解消し、業務負荷軽減を図ること。

令和6年 月 日

中核市市長会